

函館大学で出前講座を開催しました！

憲法週間行事として、5月24日、榊原刑事部長、木村裁判官、裁判員経験者1名による出前講座が函館大学で行われ、函館大学の大学生63名が法学の授業として受講しました。講座では、刑事裁判の手續全体と裁判員制度についての講義、裁判員経験者との意見交換、受講生との質疑応答が行われました。将来、裁判員になる可能性がある学生たちに、より現実的なイメージをもってもらうことができました。

※当初は大学内での対面による講義が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、函館大学と裁判所をオンラインでつないでの開催となりました。

木村裁判官からの講義

初めに、木村裁判官から、刑事裁判の基本的説明及び裁判員制度の趣旨や運用状況等についての講義が行われました。



裁判員経験者との意見交換



裁判員経験者の方からは、「裁判の手續では分かりやすい説明を意識してくれていると感じた。評議では質問しやすく、意見も言いやすかった。他の裁判員の色々な意見を聞いて考えが揺さぶられた。良い体験だった。」との意見が述べられました。

質疑応答



受講生から、「被告人の最終陳述で判決が変わることがあるのか。」、「無罪推定の原則はいつからあるのか。」との質問がなされました。

裁判員経験者から受講生へのメッセージ

裁判員経験者の方からは、「アンケート結果ではほとんどの人が「いい経験だった」となっているのを見て、裁判員を経験する前は本当なのか疑っていましたが、本当でした。得難い体験なので辞退するもったいない、是非前向きに検討してほしい。」と呼びかけていました。

